

平成26年第8回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成26年8月7日

開会

- 日程第1 平成26年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 意見聴取 瑞穂市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 意見聴取 平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 意見聴取 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 意見聴取 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について
平成 年 月 日 () 午後 時から

閉会

議案第 36 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

平成 26 年 8 月 7 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

生津小校区放課後児童クラブ及び穂積小校区放課後児童クラブの放課後児童
健全育成事業実施場所を各小学校舎へ移転に伴い、定員を変更するため、市教
育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表生津小校区放課後児童クラブの項中「２５」を「６０」に改め、
穂積小校区放課後児童クラブの項中「４０」を「７０」に改める。

附 則

この規則は、平成２６年８月２８日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則新旧対照表

改正案	現行																																
<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="206 502 1043 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td><u>60</u></td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td><u>70</u></td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員(人)	生津小校区放課後児童クラブ	<u>60</u>	本田小校区放課後児童クラブ	40	穂積小校区放課後児童クラブ	<u>70</u>	牛牧小校区放課後児童クラブ	40	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60	<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1124 502 1962 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td><u>25</u></td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td><u>40</u></td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員(人)	生津小校区放課後児童クラブ	<u>25</u>	本田小校区放課後児童クラブ	40	穂積小校区放課後児童クラブ	<u>40</u>	牛牧小校区放課後児童クラブ	40	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60
名称	定員(人)																																
生津小校区放課後児童クラブ	<u>60</u>																																
本田小校区放課後児童クラブ	40																																
穂積小校区放課後児童クラブ	<u>70</u>																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	40																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																
名称	定員(人)																																
生津小校区放課後児童クラブ	<u>25</u>																																
本田小校区放課後児童クラブ	40																																
穂積小校区放課後児童クラブ	<u>40</u>																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	40																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年8月7日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成26年9月3日開会予定、平成26年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例案を別紙のと
おり提出する。

平成26年9月3日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律（平成24年法律第67号）の公布に伴い、市条例の改正を行う
もの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例(平成21年瑞穂市条例第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(対象児童)</p> <p>第5条 対象児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 市内の小学校に就学する_____児童</p> <p>(2) 略</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第5条 対象児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 市内の小学校に就学する<u>第1学年から第3学年までの</u>児童</p> <p>(2) 略</p>

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例（平成21年瑞穂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第1学年から第3学年までの」を削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年8月7日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成26年9月3日開会予定、平成26年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月3日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の公布に伴い、市条例を制定するもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。